

令和5年7月3日

公 告

防衛省共済組合防衛大学校支部  
支 部 長 三 原 祐 和

防衛大学校における防衛省共済組合防衛大学校支部が委託する喫茶の設置及び経営に関する業者の募集について

横須賀市走水1-10-20に所在する防衛大学校において、防衛省共済組合防衛大学校支部が委託する喫茶の設置及び経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」「物品の販売」又は「役務の提供」のD等級以上若しくは同等の資格を有すること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保されるものであること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び（4）から（7）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

## 2 経営委託

防衛省共済組合委託事業管理事務取扱細則に基づく委託契約の締結

## 3 募集業種及び店舗数

業 種	場 所	店舗数
喫茶（酒類提供）又は 喫茶（酒類無し）	本部庁舎地下1階	1店舗

## 4 募集要領の配布

下記期間内に募集要領を受領できない業者は応募不可。

### (1) 期 間

令和5年7月3日（月）から同年7月14日（金）まで（土日祝日を除く。）

### (2) 場所及び担当

防衛省共済組合防衛大学校支部（学生会館2階） 担当：岡田

電 話 0 4 6 - 8 4 1 - 3 8 1 0 （内線 2 0 3 4）

### (3) 留意事項

直接受領する場合は、事前に上記担当者へ受領日時を連絡すること。

郵送を希望する場合は、返送先を記して210円切手を貼付した返信用封筒（A4版が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、請求すること。

Eメール送信を希望する場合は、宛先メールアドレスを上記担当者へ連絡すること。

## 5 その他

細部の内容は、募集要領等による。